

少年法改正法案に反対する会長声明

1. 当会は、2021 年（令和 3 年）1 月 27 日に「少年法適用年齢に関する法制審議会答申に反対する会長声明」を発したが、この答申を受けた少年法改正法案（以下「本法案」という。）の国会審議が行われるに至ったことから、改めて本会長声明を発する。

2. 先の法制審議会答申では、18 歳及び 19 歳の者は典型的にいまだ十分に成熟しておらず、成長発達途上にあつて可塑性を有する存在であることを認め、刑事司法制度において 20 歳以上の者と異なる取扱いをすべきとされていた。

また、本法案では、18 歳及び 19 歳の者についても、保護主義を旨とする少年法の適用対象である「少年」にあたると位置づけられており、この点は相当であると評価できる。

しかしながら、本法案は、他方で 18 歳及び 19 歳の者を「特定少年」と位置づけ、17 歳以下の少年とは異なる取扱いを定めており、以下の各点について問題がある。

3. いわゆる「原則逆送」対象事件の拡大について

現行少年法では、検察官送致決定をしなければならないいわゆる原則逆送の対象事件を「故意の犯罪行為により被害者を死亡させた」重大な生命侵害事案に限定している（少年法 20 条 2 項）が、本法案ではその範囲を拡大し、「死刑又は無期若しくは短期 1 年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪の事件であつて、その罪を犯すとき特定少年に係るもの」を加えている（法案 62 条 2 項 2 号）。

しかしながら、短期 1 年以上の刑にあたる罪の範囲は相当に広く、犯行に至る経緯、犯行動機、犯行態様、結果等のいわゆる「犯情」の幅も極めて広い。それにもかかわらず、これらを一律に原則逆送事件に含めてしまうことは、対象者の立ち直りに向け、様々な個別事情を踏まえた上できめ細やかな処遇選択を行うという、現行少年法の下で家庭裁判所の果たしてきた機能を大きく後退させることになる。

また、その結果、広く検察官送致がされることになれば、検察官は公訴を提起するに足りる犯罪の嫌疑があると思料するときは公訴を提起しなければならないとされており、要保護性が高く保護処分による効果が見込まれる少年であっても、刑事手続の中で全部執行猶予判決となつて、何ら教育的措置が与えられないという事態まで危惧される。

このことは、18 歳及び 19 歳の者に対しても、その要保護性に応じて保護処分による教育的手当を行うことにより、更生の機会を確保しようとする現行少年法の趣旨に反し、かえって、それらの者の立ち直りや再犯防止にとって逆効果となりかねないもの

である。

4. 推知報道の禁止に関する一部適用除外について

本法案では、18 歳又は 19 歳のとき罪を犯した者について、当該罪について公判請求された場合は、推知報道の禁止が及ばないとしている（法案 68 条）。

そもそも現行少年法 61 条は、少年が未成熟であることや可塑性が高いことをふまえ、少年の名誉やプライバシーを保護することで、少年の社会復帰や更生の機会を確保する点にその目的がある。特に、今日では通信技術の発達により、インターネット上に実名等が含まれた報道内容が半永久的に残り続け、不特定多数の者が容易にアクセスしうる状況が生じてしまう。

しかるに、18 歳及び 19 歳の者に対する推知報道が解禁された場合、それらの者は、周囲から好奇や偏見の目にさらされ続けることとなり、社会復帰に向けた教育、職業、家族の援助等の重要な社会資源を失う可能性も想起される。

このように、推知報道の解禁は、18 歳及び 19 歳の者の更生の機会を大きく損なうものであり、許容すべきでない。

5. 資格制限排除規定の適用除外について

本法案では、18 歳又は 19 歳のとき罪を犯した者について、現行少年法が定める資格制限の排除規定（60 条）の適用を除外している（法案 67 条 6 項）。

しかしながら、そもそも現行少年法 60 条は、少年の可塑性を重視し、刑事罰に伴う資格制限を排除することにより職業選択の可能性を広げ、更生の機会を広く設けることで少年の社会復帰を支援することを目的としている。

そして、本法案においても、18 歳及び 19 歳の者の未成熟性や可塑性に着目したうえで、20 歳以上の者とは異なる取扱いをすべきとしていることに加え、再犯防止のためには就労の可能性を広く保障することこそ重要であることからすれば、18 歳及び 19 歳の者に対して、引き続き資格制限の排除規定を適用すべきである。

6. 本法案は、以上の点を含め、多くの問題点を有するものである。

また、近年、少年事件は減少の一途をたどっており、現行少年法に基づく手続及び保護処分が有効に機能していることは法制審議会でも異論のないところであった。さらに、国連子どもの権利委員会が 2019 年に公表した一般的意見 24 号では「委員会は、一般規則として又は例外としてのいずれであるかにかかわらず、少年司法制度を 18 歳以上の者に適用可能としている締約国を賞賛する。このアプローチは、脳の発達は 20 代前半まで続くという発達上、脳科学上のエビデンスに合致するものである。」と

指摘されており，18 歳及び 19 歳の者にも 17 歳以下の少年と同等の司法制度を適用する現行少年法は，むしろ国際的に高く評価されるものであって，本法案のように 18 歳及び 19 歳の少年のみを別異に取り扱うべき立法事実は認められない。

したがって，当会は，現在国会で審議中の少年法改正法案に反対するものである。

以 上

2021 年（令和 3 年）4 月 27 日

静岡県弁護士会

会長 諏訪部 史人